

福島県非常事態宣言・福島県まん延防止等重点措置 発出中

期間：令和3年9月12日まで - 自分自身と大切な人の命を守るために -

新型コロナウイルスの
変異株が猛威を
ふるっています!!



不要不急の外出は自粛してください!



屋外のレジャーでも
感染リスクがあります。



特に、営業時間短縮の要請に
応じていない飲食店の利用を
厳しく控えてください。

**テレワーク・Web
会議**を活用してください!



体調が悪い人がいたら、
すぐに**受診**できる**職場
環境づくり**を!



旅行や**帰省**は原則
中止・延期してください!



パラリンピック
五輪観戦はご**自宅**で
画面の向こうにエールを!



医療機関に早めの相談・受診をお願いします! **まずは電話でご相談ください。**かかりつけ医がない場合は → **受診・相談センター(24時間対応) 0120-567-747**

第91回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

日 時 令和3年9月2日（木）16:00～
場 所 県庁北庁舎2階 危機管理センター
災害対策本部会議室

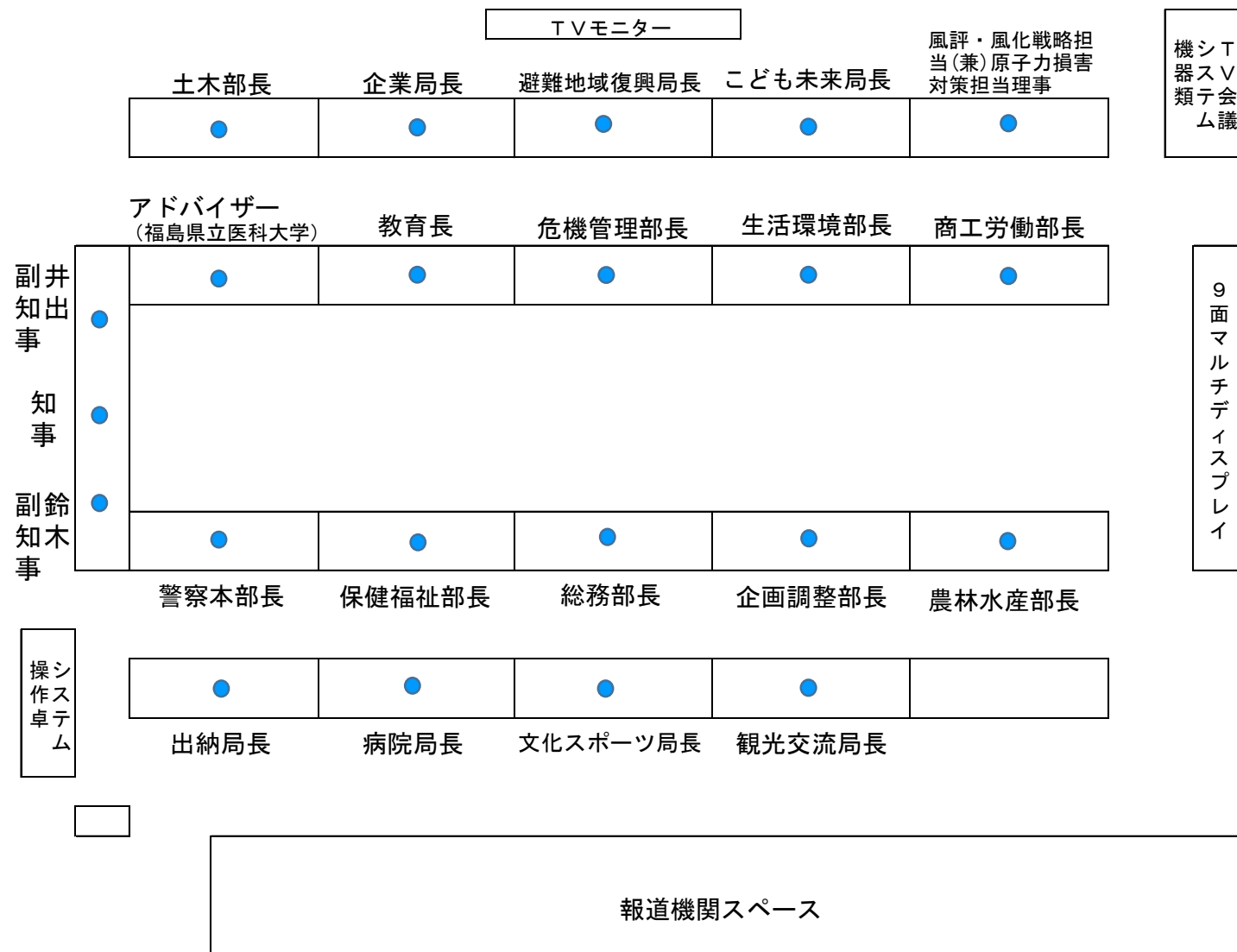
1 議 事

- (1) 新型コロナウイルス感染者の状況等について
- (2) 新型コロナワクチンの接種状況について
- (3) その他

2 資 料

- 【資料1】福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について
- 【資料2】国内における最近の新規感染者発生状況について
- 【資料3】新型コロナワクチンの接種状況について
- 【資料4】福島県非常事態宣言
- 【資料5】福島県まん延防止等重点措置等
- 【資料6】新型コロナウイルス感染症対策について

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 座席表



第91回 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 名簿

【本部員】

	所属名	職名	氏名	備考
1		知 事	内 堀 雅 雄	
2		副 知 事	鈴 木 正 晃	
3		副 知 事	井 出 孝 利	
4	総 務 部	部 長	戸 田 光 昭	
5	危 機 管 理 部	部 長	大 島 幸 一	
6	企 画 調 整 部	部 長	橘 清 司	
7	避 難 地 域 復 興 局	局 長	守 岡 文 浩	
8	文 化 ス ポ ー ツ 局	局 長	小 笠 原 敦 子	
9	生 活 環 境 部	部 長	渡 辺 仁	
10	保 健 福 祉 部	部 長	伊 藤 剛	
11	こ だ も 未 来 局	局 長	鈴 木 竜 次	
12	商 工 労 働 部	部 長	安 齋 浩 記	
13	観 光 交 流 局	局 長	國 分 守	
14	農 林 水 産 部	部 長	小 柴 宏 幸	
15	土 木 部	部 長	猪 股 慶 藏	
16	出 納 局	局 長	高 荒 由 幾	
17	風評・風化戦略担当(兼) 原子力損害対策担当	理 事	白 石 孝 之	
18	企 業 局	局 長	佐 々 木 秀 三	
19	病 院 局	局 長	安 達 和 久	
20	教 育 委 員 会	教 育 長	鈴 木 淳 一	
21	警 察 本 部	本 部 長	児 嶋 洋 平	
○	福 島 県 感 染 症 対 策 ア ド バ イ ザ ー	県立医科大学 教 授	金 光 敬 二	

【事務局】

	所属名	職名	氏名	備考
1	新型コロナウイルス 感染症対策本部	事 務 局 長 次 長	三 浦 爾	
2	新型コロナウイルス 感染症対策本部	総括担当 次 長	菅 野 俊 彦	
3	新型コロナウイルス 感染症対策本部	総括班長	有 我 兼 一	
4	新型コロナウイルス 感染症対策本部	総括班長 (兼)医療 対策班長	金 成 由 美 子	
5	新型コロナウイルス 感染症対策本部	医療対策 班 長	玉 川 啓	

福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について

令和3年9月1日現在

【感染者の状況】

○陽性者数と内訳

陽性者数	8,857人
(うち死亡者数)	166人)

(性別)

男性	4,915人
女性	3,942人

(年代別)

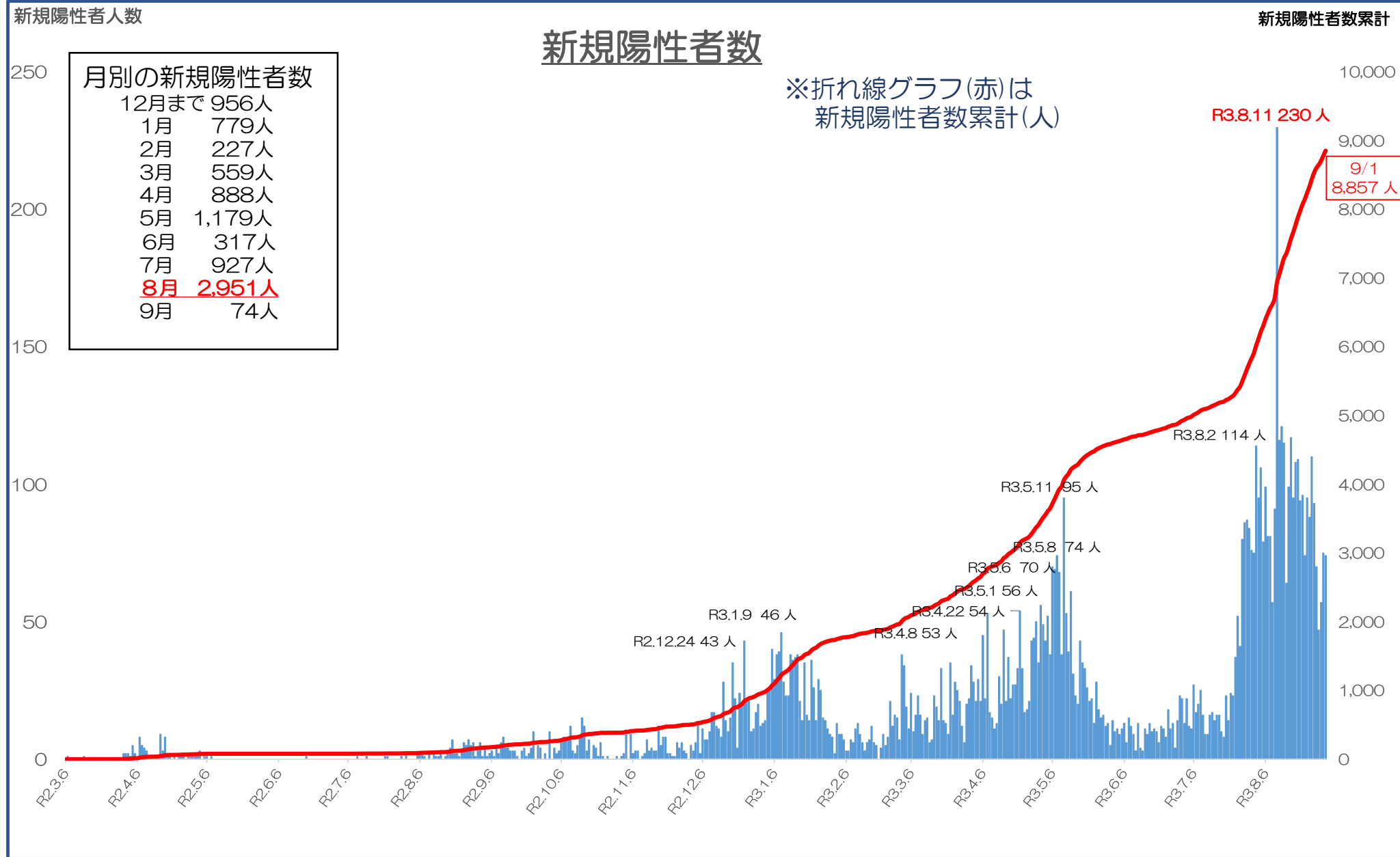
10歳未満	552人
10代	816人
20代	1,711人
30代	1,265人
40代	1,365人
50代	1,232人
60代	865人
70代	519人
80代	377人
90歳以上	147人
その他	8人

○療養者の状況

入院者数	335人
(うち重症者数)	20人)
宿泊療養施設入所者数	106人
自宅療養者数	350人
療養先調整中の人数	62人
○退院・退所者等数 (死亡者含む)	8,004人

【病床等の状況】

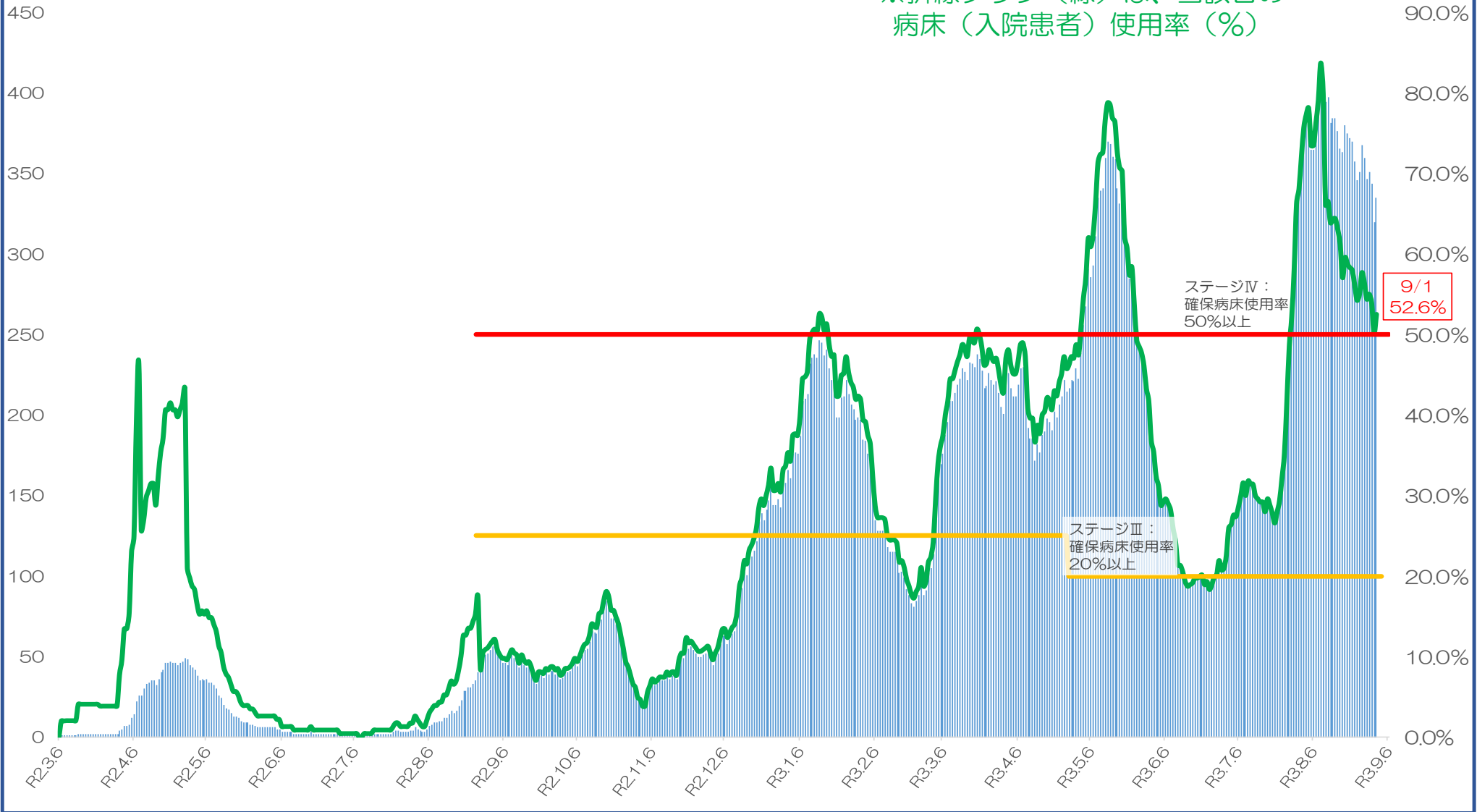
確保病床数	637床
(うち重症者用病床数)	49床)
病床使用率	52.6%
(うち重症者用病床使用率)	40.8%)
宿泊療養確保室数	503室



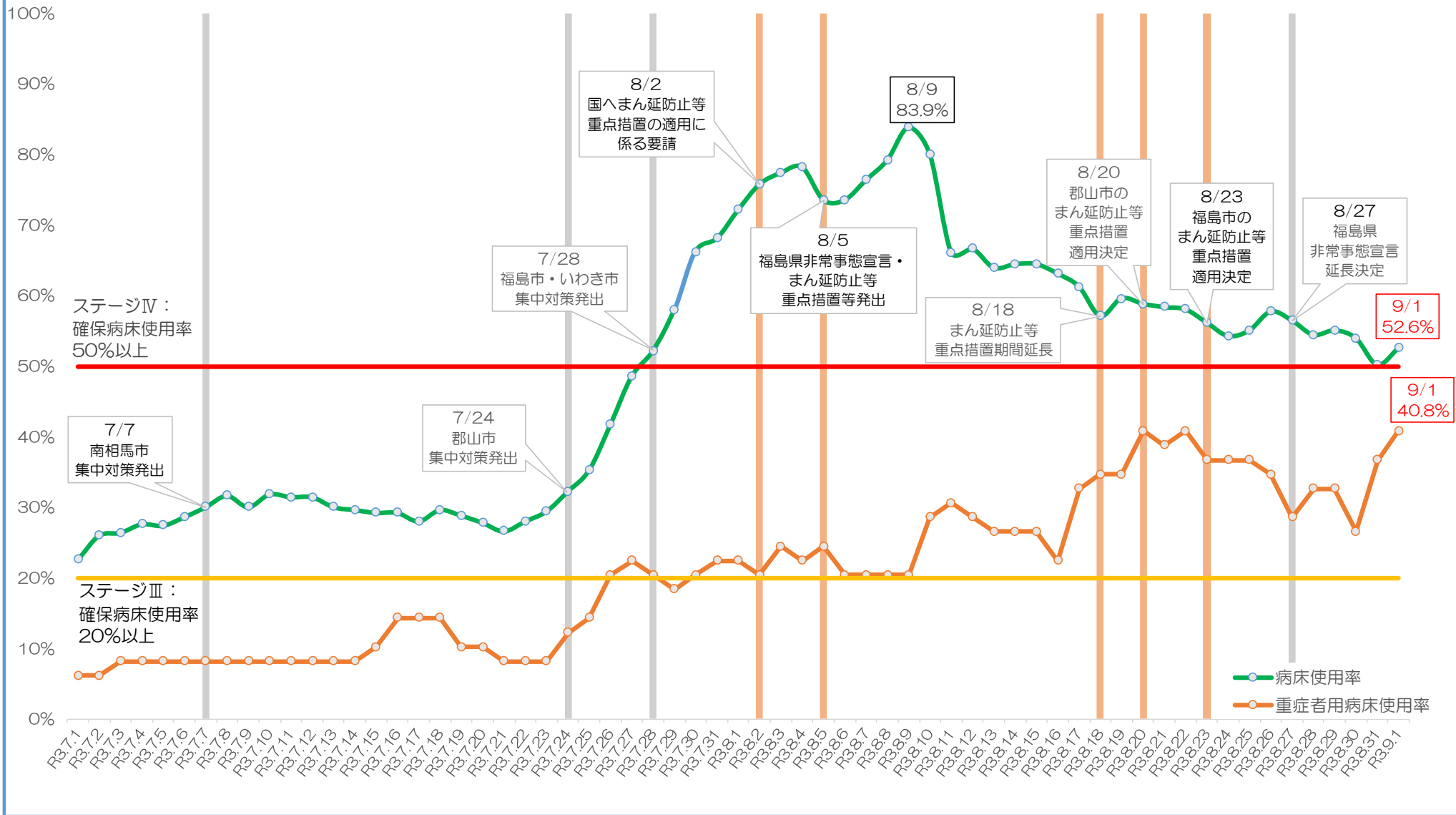
入院患者
実人数

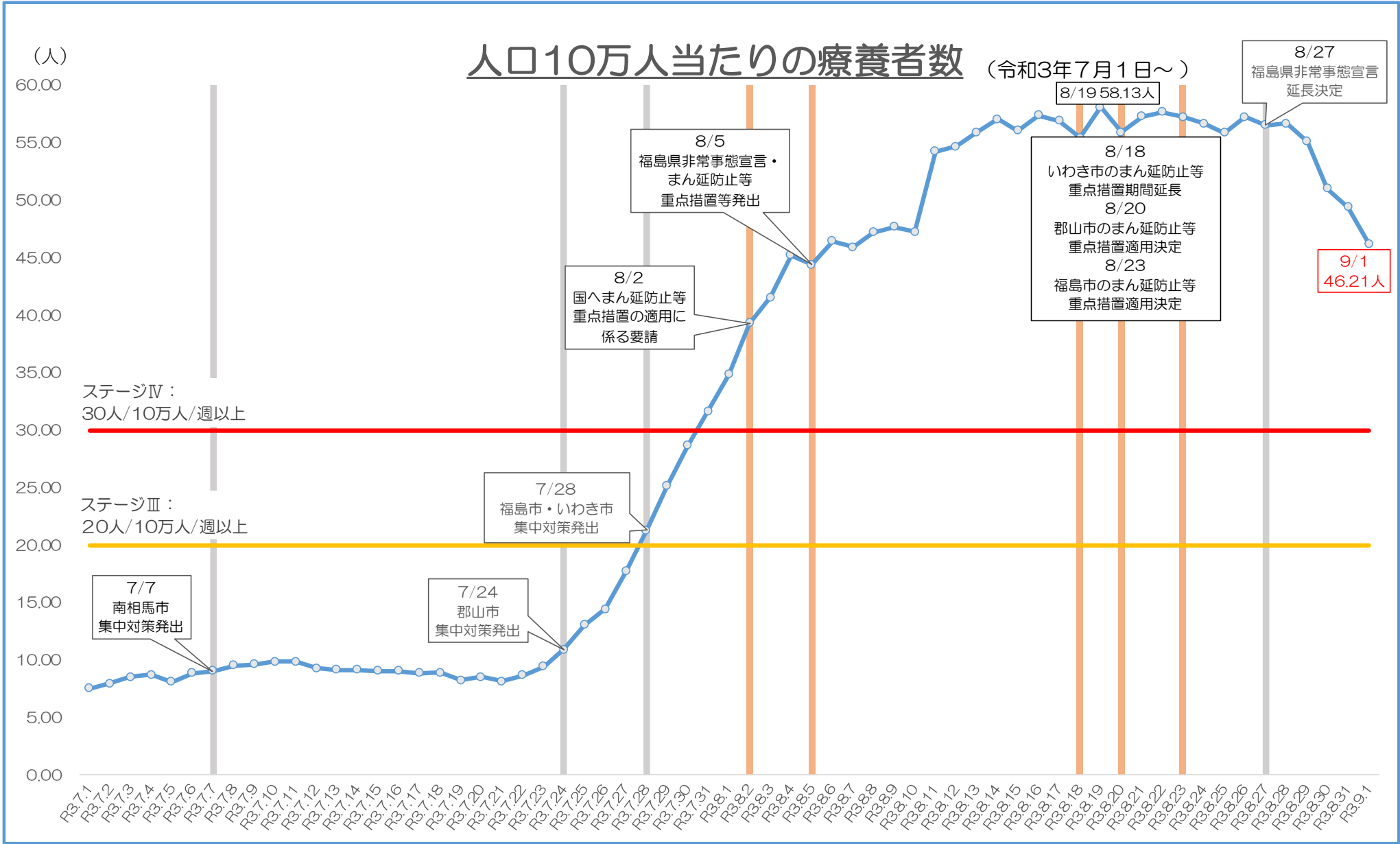
入院患者数

※折線グラフ（緑）は、当該日の
病床（入院患者）使用率（%）

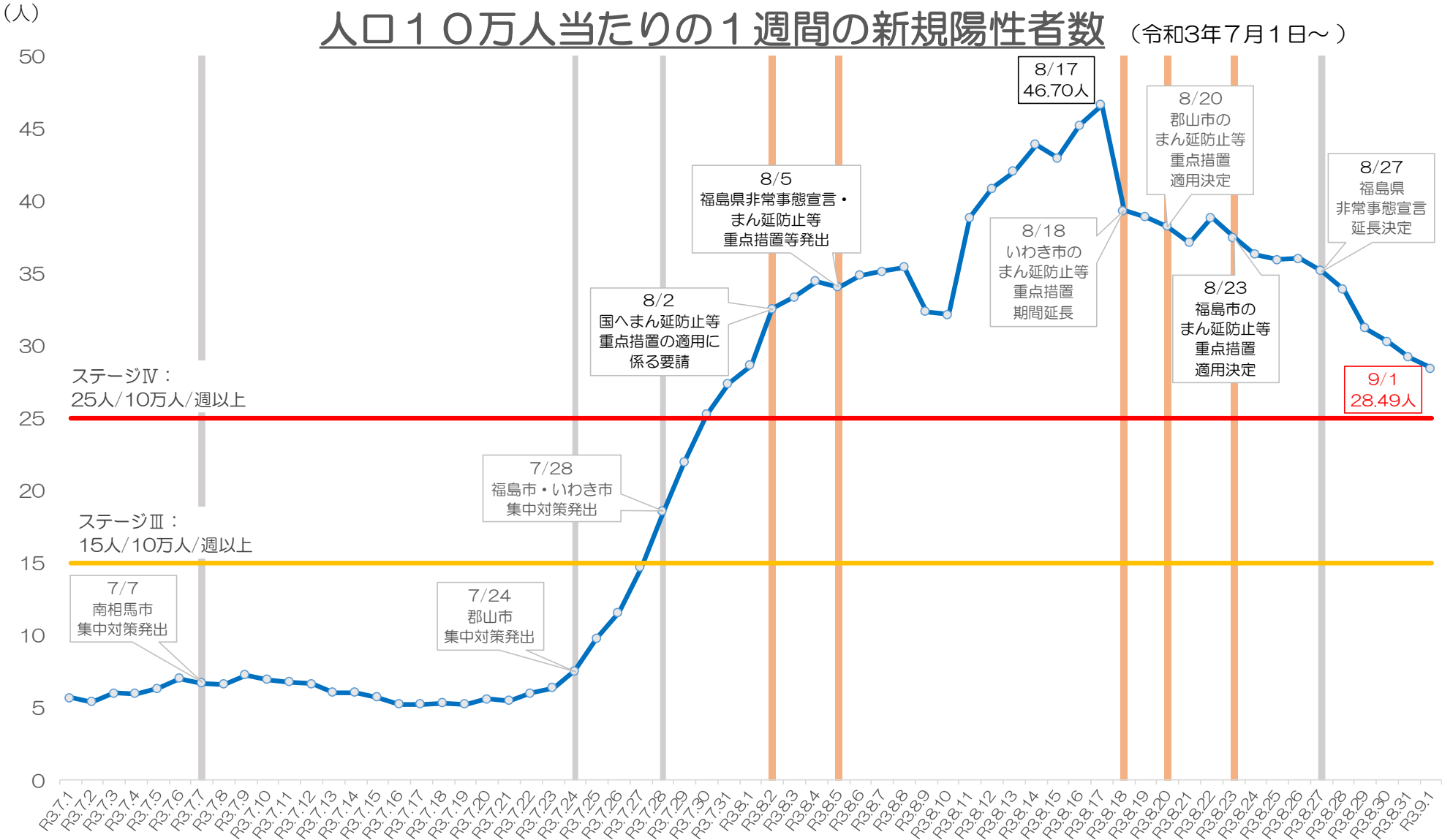


病床使用率及び重症者用病床使用率 (令和3年7月1日～)

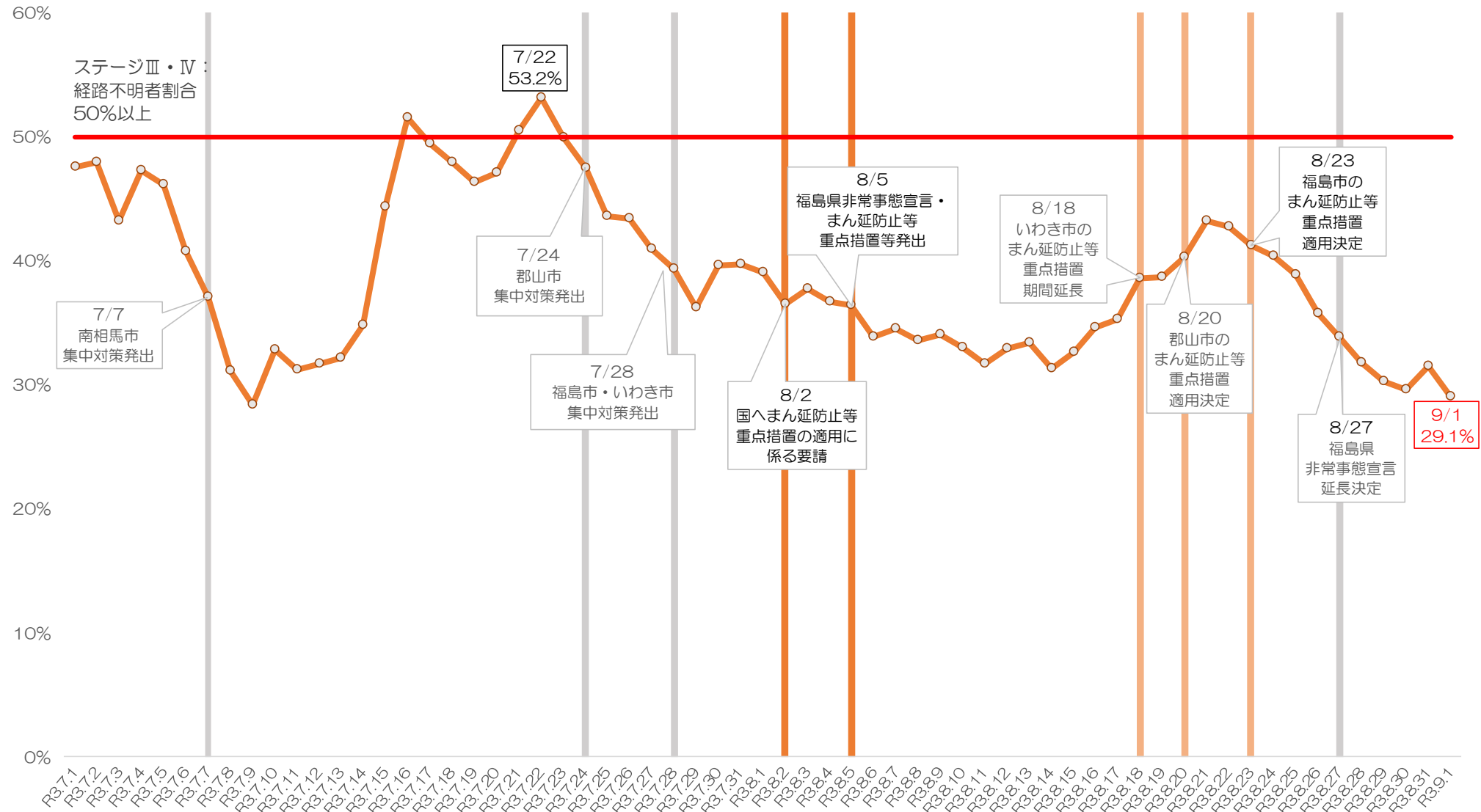




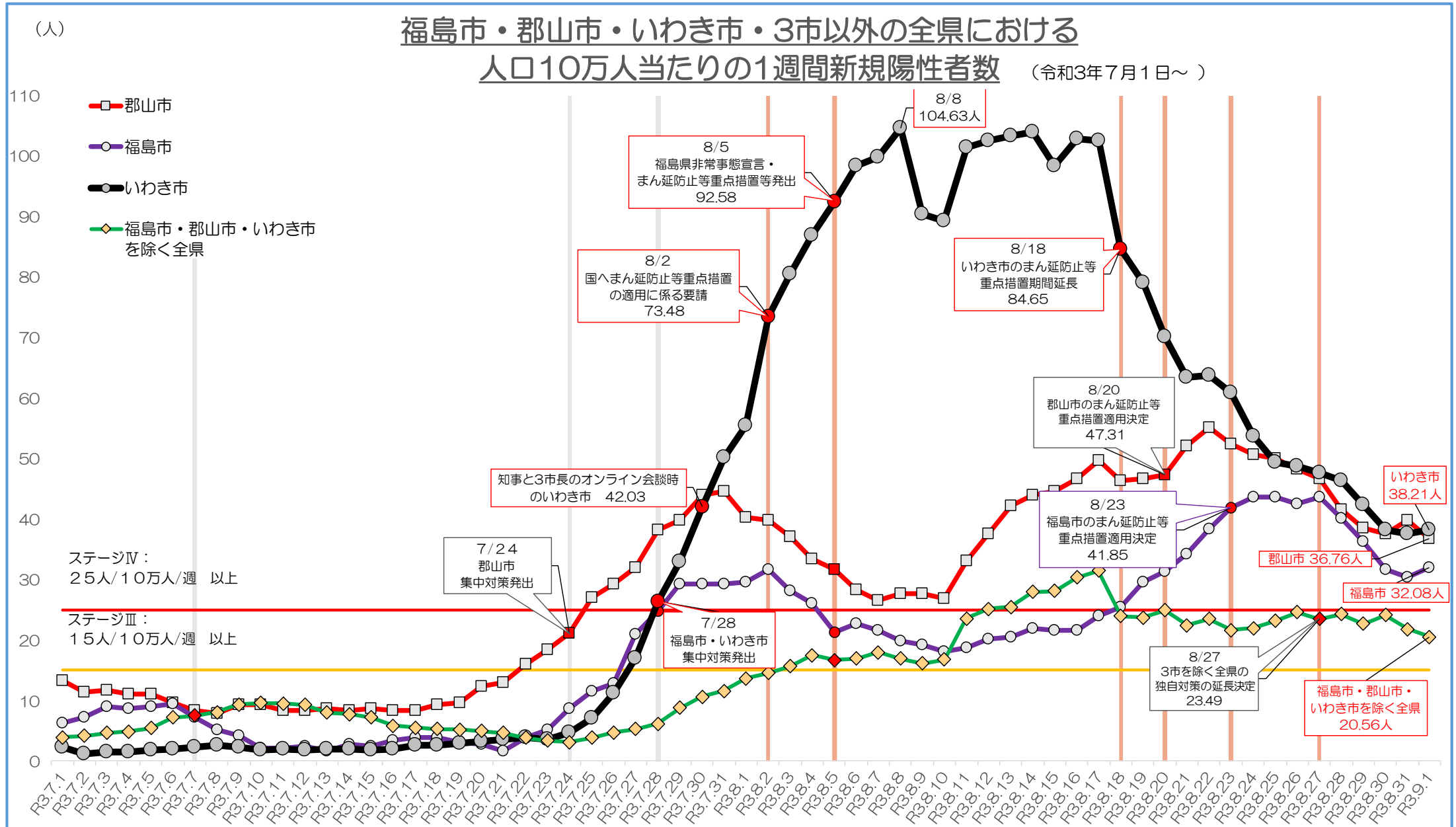
人口10万人当たりの1週間の新規陽性者数 (令和3年7月1日～)



1週間当たりの感染経路不明者割合 (令和3年7月1日～)



○県内の感染状況



【参考（政府分科会指標）】

令和3年9月1日現在

感染状況に係るモニタリング指標

	医療提供体制等の負荷				感染の状況			(参考)	
	①病床の逼迫具合				②療養者数 〔10万人当たり ／1週間〕	③PCR 陽性率	④新規陽性者数 〔10万人当たり ／1週間〕		⑤感染経路 不明割合 (1週間)
	入院医療		重症者用病床						
	確保病床の 使用率	入院率	確保病床の 使用率						
本県の現状 (直近1週間) (8/26~9/1)	52.6% 〔335床 637床〕	※1 ※2 39.3% 〔335人 853人〕	40.8% 〔20床 49床〕	※3 ※4 46.21人 〔853人〕	※5 4.5% 〔526件 11,683件〕	※4 28.49人 〔526人〕	※6 29.1% 〔153人 526人〕	※2 ▲ 140名 〔直近 526人 先週 666人〕	

(区分)

※カッコ内は福島県の数値

ステージⅢ	20%以上 (128/637床以上)	40%以下 (入院者数/療養者数)	20%以上 (10/49床以上)	20人以上 (370人以上)	5%以上	15人以上 (277人以上)	50%以上	—
ステージⅣ	50%以上 (319/637床以上)	25%以下 (入院者数/療養者数)	50%以上 (25/49床以上)	30人以上 (554人以上)	10%以上	25人以上 (462人以上)	50%以上	—

※1 入院率とは、療養者数に対する入院者数の割合をいう（入院者数/療養者数）

※2 入院率の指標については、療養者数が人口10万人あたり10人以上の場合に適用する。
また、新規陽性者数が、発生届が届け出られた翌日までに療養場所の種別が決定され、かつ入院が必要な者が同日までに入院している場合には、入院率を適用しない。

※3 療養者数は、入院者、自宅・宿泊療養者及び療養先調整中の者を合わせた数をいう。

※4 人口については、国推計人口「都道府県、男女別人口及び人口性比一総人口、日本人人口(2019年10月1日現在)」により算定（1,846千人）。

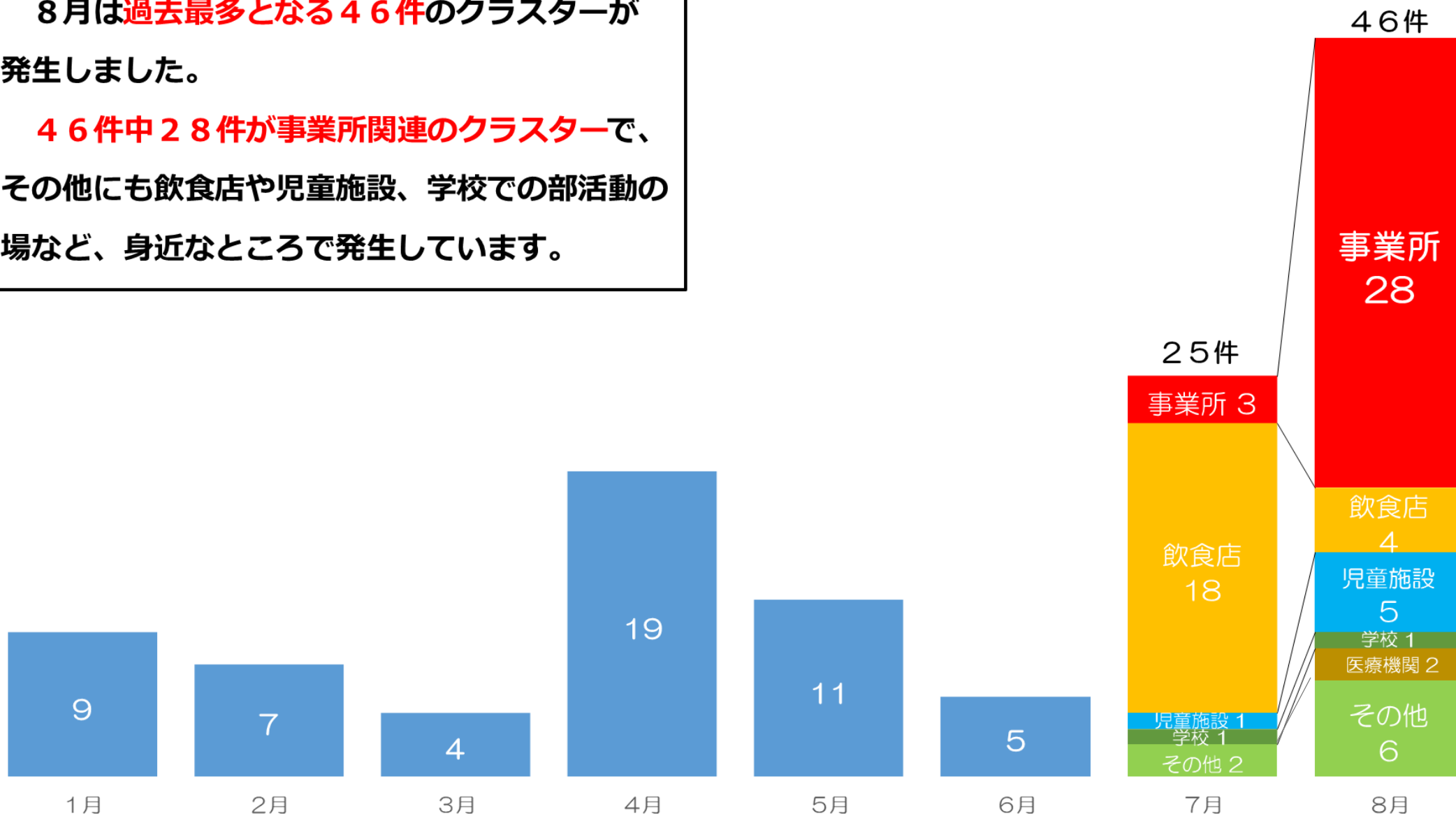
※5 PCR陽性率のうち、陽性者には抗原検査による判明者を含む。

※6 感染経路不明割合のうち、経路不明には調査中（県外感染疑いを含む）を含む。

○8月のクラスター発生状況

8月は**過去最多となる46件**のクラスターが発生しました。

46件中28件が事業所関連のクラスターで、その他にも飲食店や児童施設、学校での部活動の場など、身近なところで発生しています。



最近確認されている事業所関連の感染事例

8月に発生した集団感染クラスター46件のうち、28件が事業所関連です！

★【事業所及び職員宿舎での感染拡大事例】

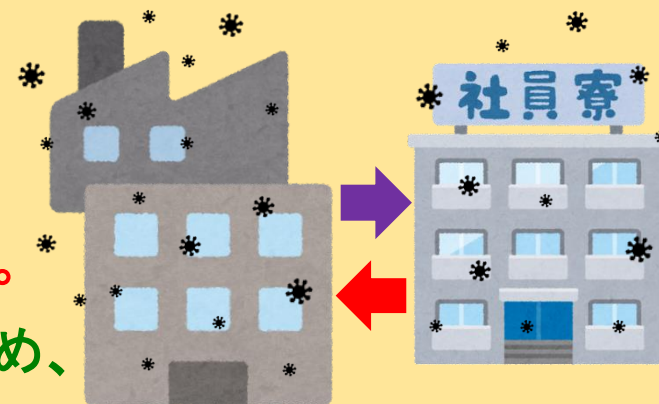
事業所内と職員宿舎の両方で感染が拡大し、職員の家族を含めて数十人規模で感染が拡大し、大規模クラスターとなった。

発生の
影響

感染拡大を止めるため、事業所の業務を一定期間停止した。

注意する
ポイント

変異ウイルス(デルタ株)の影響により感染スピードが早いため、なお一層の早期受診と感染対策の徹底が必要。



★【職員宿舎の共同生活の場での感染拡大事例】

事業所内では感染対策を行っていたが、職員宿舎で感染が広がった。宿舎はそれぞれ個室だったが、共同の台所で一緒に食事をしたり、一つの部屋に複数人が集まったりして感染が広がった。

発生の
影響

事業所の多数の職員に感染が拡大し、業務に支障が生じた。

注意する
ポイント

職員宿舎における基本的な感染防止対策(手洗い・消毒・共有設備、共有備品の定期消毒、会話時のマスク着用など)の徹底が必要。



最近確認されている事業所関連の感染事例

★【会議やその後の会食による感染影響事例】

事業所の本所が県内各支所の職員を参集した会議を開催した。会議後に行われた会食の参加者1名に感染が確認され、同席者全員が濃厚接触者となった。

発生の
影響

さらなる感染者は出なかったものの、本所・支所の職員多数が検査と自宅待機の対象となり、業務に支障が生じた。

注意する
ポイント

オンライン会議の活用や、大人数・長時間の会食の自粛など、人と人との接触機会の低減を図ることが必要。

令和3年度
〇〇事業所
総会



★【感染対策不足による感染拡大事例】

風邪のような症状があってもかかわらず職員が出勤し、職場内でのマスク無しの会話や昼食を共にするなど基本的な感染対策を怠った結果、事業所内で感染が拡大した。

発生の
影響

事業所の複数の職員に感染が拡大し、業務に支障が生じた。

注意する
ポイント

出勤前の検温確認など事業主が職員の健康管理を行うとともに、体調の悪い職員がいる場合には早期受診を促すことが必要。



国内における最近の新規陽性者発生状況について

都道府県別新規陽性者数（上位 5 都道府県）

順位	都道府県名	8/26～9/1の 新規陽性者数 (直近1週間)	(参考) 8/2～9/1の 新規陽性者数
1	東京都	23,585	125,716
2	大阪府	17,627	56,703
3	神奈川県	15,214	65,082
4	愛知県	12,757	31,273
5	埼玉県	9,607	44,417
31	福島県	526	2,950
	全国計	142,493	573,732

(単位：人)

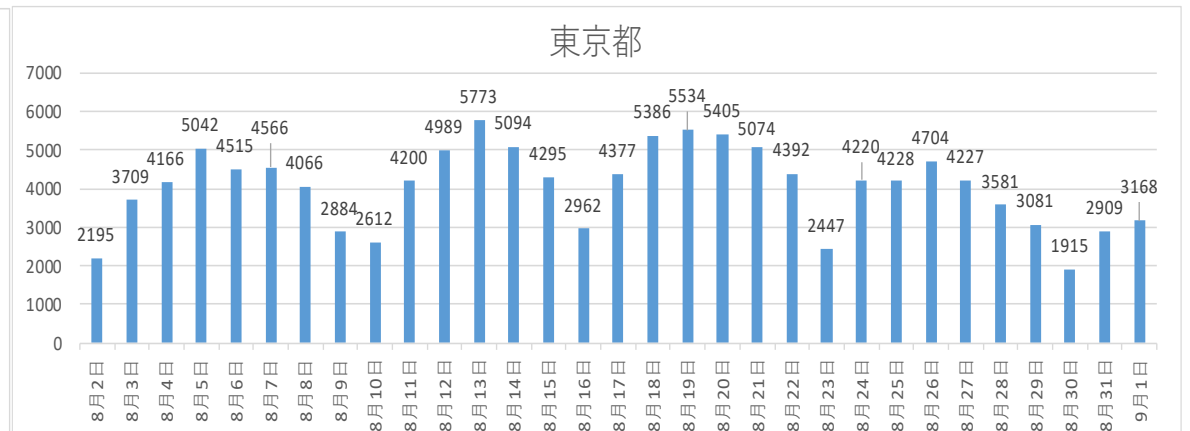
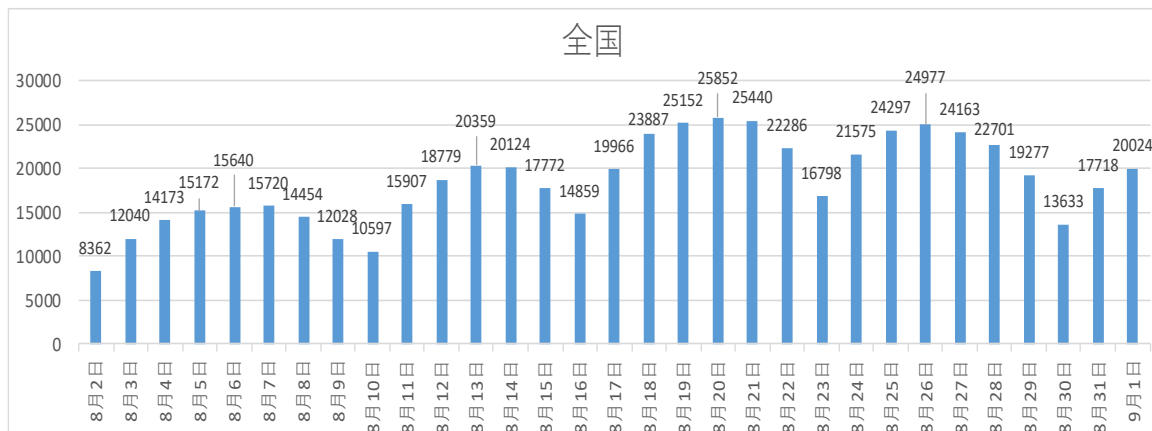
人口10万人当たりの直近1週間の
新規陽性者数（上位 5 都道府県）

順位	都道府県名	8/26～9/1の 10万人当たり 新規陽性者数 (直近1週間)
1	沖縄県	268.62
2	大阪府	200.10
3	東京都	169.42
4	愛知県	168.92
5	神奈川県	165.41
41	福島県	28.49
	全国計	

(単位：人)

緊急事態宣言

令和 3 年 5 月 2 3 日～9 月 1 2 日	沖縄県
令和 3 年 7 月 1 2 日～9 月 1 2 日	東京都
令和 3 年 8 月 2 日～9 月 1 2 日	埼玉県、千葉県、神奈川県、 大阪府
令和 3 年 8 月 2 0 日～9 月 1 2 日	茨城県、栃木県、群馬県、 静岡県、京都府、兵庫県、 福岡県
令和 3 年 8 月 2 7 日～9 月 1 2 日	北海道、宮城県、岐阜県、 愛知県、三重県、滋賀県、 岡山県、広島県



新型コロナウイルスワクチンの接種状況について(9月1日現在)

1 接種実績【累計】（令和3年8月31日まで）

(単位：回)

想定される対象者数		全体 約171万人 (12歳以上)	うち高齢者 約58万人
接種回数		1,954,483	1,052,302
	うち1回目接種	1,061,357	531,663
	接種率	62.1%	91.7%
	うち2回目接種	893,126	520,639
	接種率	52.2%	89.8%

注1：「全体」は、「医療従事者」「高齢者施設従事者」のワクチン接種円滑化システム（V-SYS）（17時時点）の情報を集計したものと、ワクチン接種記録システム（VRS）の情報を集計したものを合算したものである。「うち高齢者」は、ワクチン接種記録システム（VRS）の情報を集計したものである。

注2：「想定される対象者数」の「うち高齢者」の約58万人には「医療従事者」「高齢者施設従事者」を含むが、「うち高齢者」の接種回数には「医療従事者」「高齢者施設従事者」を含まない。

注3：国の公表がワクチン接種者「全体」及び「うち高齢者」のみとなったため、国に準じた区分に切り替えた。

2 最近の県の動き

・9月1日、県と福島市との共同運営による「アストラゼネカ社ワクチン接種センター」をNCVふくしまアリーナに設置し、県HPでの予約受付を開始した。

- ①接種実施日 9月25日(土)、
(2回目11月20日(土))
- ②予約受付人数(当初) 100名

・学校等の教職員へのワクチン接種について、多くの学校で夏休みを終えた現時点で、希望する教職員への接種を円滑に進め、更なる感染防止対策につなげることが重要であるため、改めて各市町村に対し、早期接種への協力をお願いした。

(本日(9月2日)付けで各市町村長あてに依頼文書を発出した。前回は6月18日付け。)

福島県

新型コロナウイルス感染症

非常事態宣言

(令和3年8月8日～9月12日)

福島県まん延防止等重点措置等

県内の急激な感染拡大により、病床使用率の上昇等、医療提供体制のひっ迫が深刻となっています。これ以上の感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」と言う。)に基づき、以下の重点的な対策を行いますので、県民の皆様、事業者等の皆様のご協力をお願いします。

	まん延防止等重点措置			重点措置以外の区域における対応(県の独自対策)
区域	いわき市	郡山市	福島市	その他の地域 (8/22までは郡山市を含む) (8/25までは福島市を含む)
期間	令和3年 8月8日(日) ~9月12日(日)	令和3年 8月23日(月) ~9月12日(日)	令和3年 8月26日(木) ~9月12日(日)	令和3年8月8日(日) ~9月12日(日)
適用	特措法第31条の6 第1, 2項、 第24条第9項			特措法第24条第9項

令和3年8月27日
福島県コロナウイルス感染症対策本部

県民の皆様へのお願い

	内 容
いわき市 郡山市 福島市 (重点区域) ・ その他の 地域	<p>○夜8時以降、飲食店等にみだりに出入りしないでください。【いわき市、郡山市、福島市】 (特措法第31条の6第2項に基づく要請)</p> <p>○混雑した場所等への外出は厳に控えてください。 【いわき市、郡山市、福島市】 (特措法第31条の6第2項に基づく要請)</p> <p>○感染リスクの高い行動は控えてください。</p> <ul style="list-style-type: none">・不要不急の外出は自粛してください。・外出する必要がある場合でも、極力家族や普段行動をとともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間帯を避けて行動してください。・感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は控えてください。・都道府県をまたぐ旅行・帰省等は、原則、中止・延期してください。・路上や公園等での屋外での集団の飲食・飲酒は控えてください。 <p>(特措法第24条第9項に基づく要請)</p> <p>○基本的な感染対策を徹底してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・3つの密を徹底的に避けてください。・「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いやアルコール消毒等による手指消毒」、「こまめな換気」などの基本的な感染対策を徹底してください。・会食等は、感染防止対策を徹底し、少人数、短時間、いつも一緒にいる人と行ってください。 <p>(特措法第24条第9項に基づく要請)</p>

飲食店等の皆様へのお願い

	内 容
<p>いわき市 郡山市 福島市</p> <p>(特措法第31条の6第1項、第24条第9項に基づく要請)</p>	<p>○営業時間を短縮(営業時間は午前5時から午後8時まで)してください。</p> <p>○酒類の提供の自粛(終日)をしてください。</p> <p>○カラオケ設備の利用の自粛(終日)をしてください。※飲食を主な業としている店舗</p> <p>○特措法施行令第5条の5各号に規定される感染対策を実施してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査を受けることの勧奨 ・入場者の感染防止のための整理及び誘導 ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業所の消毒 ・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知 ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(退場も含む) ・施設の換気を行う ・アクリル板等の設置又は1m以上の距離の確保 <p>◆業種別ガイドラインを遵守する(法第24条第9項)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>【対 象】 食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた店舗</p> <p>【営業時間の短縮に応じていただいた場合】 協力金を支給(1日当たり3万円～(売上高に応じて))</p> <p>■相談窓口 いわき・郡山・福島地区協力金コールセンター 電話024-521-8562(受付時間9時～17時)</p> </div> <p>◇まん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金については https://ichijishienkin.go.jp/</p>
<p>その他の地域</p> <p>(特措法第24条第9項に基づく要請)</p>	<p>○営業時間の短縮(営業時間は午前5時から午後8時まで)をしてください。 (酒類の提供は、午前11時～午後7時)</p> <p>○店舗や施設の感染防止対策を徹底してください。(業種別ガイドラインの遵守)</p> <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> <p>【対 象】 食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた店舗のうち以下の店舗</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接待を伴う飲食店 ・酒類を提供する飲食店 <p>【営業時間の短縮に応じていただいた場合】 協力金を支給(1日当たり2.5万円～(売上高に応じて))</p> <p>■相談窓口 協力金コールセンター 電話024-521-8575(受付時間9時30分～17時30分)</p> </div>
<p>全地域</p>	<p>上記以外で本措置により影響を受けた中小法人等に一時金を支給します。</p> <p>■相談窓口 一時金コールセンター 電話024-521-8572(受付時間9時30分～17時30分)</p>

飲食店以外の(延床面積1,000㎡超の施設) 事業者の皆様へのお願い

	内 容
<p>いわき市 郡山市 福島市</p> <p>(特措法第31条の6 第1項、第24条第9 項に基づく要請)</p>	<p>(1,000㎡以下の施設につきましても、感染防止対策の徹底等にご協力ください)</p> <p>○大規模商業施設や百貨店の地下食品売り場等は、入場者が密集しないよう、整理誘導、人数管理・制限等の対策を実施してください。</p> <p>・出入口の制限、整理券の配付、混雑状況等の情報発信など</p> <p>○営業時間を短縮(営業時間は午前5時から午後8時まで)してください。(イベント開催の場合は午前5時から午後9時まで)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>【対象】 詳細は次ページのとおり</p> <p>【営業時間の短縮に応じていただいた場合】 協力を支給(1,000㎡当たり20万円×時短割合(1日当たり)) ※協力の対象となるのは、次ページの特定大規模施設です。 (延床面積1,000㎡超 特措法第24条第9項に基づく要請)</p> </div> <p>○店舗や施設の感染防止対策を徹底してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入店時や施設内における適切な距離の確保など、利用者の整理・誘導を行ってください。 ・発熱している方や理由なく感染対策を行わない方の利用を避けてください。 ・適切な座席間隔の確保など、店舗内の感染防止策を徹底してください。 ・従業員や利用者の手指消毒やマスク着用の徹底を促してください。 ・店舗内の消毒や換気を徹底してください。 ・そのほか、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。

(協力要請の対象施設)

特定大規模施設（1,000㎡超の施設）	
施設の種類	施設例
映画館等	映画館、プラネタリウム
商業施設	ショッピングセンター、ホームセンター等【生活必需物資売場を除く】
遊技場	パチンコ店、ゲームセンター等
屋内運動施設	スポーツクラブ、ボーリング場等
サービス業	ネイルサロン・スーパー銭湯等【生活必需サービスを除く】
飲食店向け時短協力金の対象となる店舗を除く遊興施設	個室ビデオ店、カラオケボックス等

イベント関連施設（1,000㎡超の施設）	
施設の種類	施設例
劇場等	劇場、観覧場、演芸場等
集会・展示施設	集会場、展示場、貸会議室
ホテル等	ホテル等（集会の用に供する部分に限る）
屋外運動施設	野球場、ゴルフ場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場等
遊技場	テーマパーク、遊園地
博物館等	美術館、水族館、記念館等

イベント等を開催する事業者の皆様へのお願い

○イベント等の開催に当たっては、**業種別ガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底**してください。

- ・発熱している方や正当な理由なく感染対策を行わない方の入場を避けてください。
- ・参加者間の適切な間隔の確保、スタッフや参加者の手指消毒やマスク着用の徹底、会場内の消毒や換気など、感染防止対策を徹底してください。
- ・そのほか、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。

○広域な移動を伴うイベント、または参加者が1,000人を超えるイベントを開催する場合は、**県に事前に相談**してください。

- 電話 0 2 4 - 5 2 1 - 8 6 4 4 (受付時間9時～17時)
- 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部 イベント相談窓口

○以下の要件に従った開催にご協力ください。

人数上限		開催時間
大声での歓声・声援がないことを前提に開催するもの ○クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、講演・式典、展示会等 ○飲食を伴わないもの	大声での歓声・声援等が想定されるもの ○ロック・ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブ等でのイベント等	午後9時まで (県全域)
収容定員の100%と5,000人のいずれか少ない方を上限	収容定員の50%と5,000人のいずれか少ない方を上限	

全ての事業者の皆様へのお願い

○職場内の感染防止対策を徹底してください。

- ・従業員等の手指消毒やマスク着用の徹底、職場内の消毒や換気など、職場内の感染防止対策を徹底してください。
- ・従業員等の出勤時の健康チェックを徹底してください。
- ・休憩中や休憩室・更衣室の利用時、電話時、昼食中などで居場所の切り替わりに注意してください。
- ・そのほか、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。

○ローテーション勤務や時差出勤、テレワーク、オンライン会議等を活用し、人と人との接触機会の低減にご協力ください。

※できる限り、「出勤者数の7割削減」に努めていただくようお願いいたします。

○出張や会議等を減らすなど、できる限り、外出機会の低減にご協力ください。

(特措法第24条第9項に基づく要請)

大学・専門学校等の皆様へのお願い

感染リスクの高い活動を控えるよう、学生への注意喚起を徹底してください。

(感染リスクの高い活動の例)

- 感染防止対策が徹底できないサークル活動
- 大人数での懇親会 など

小・中・高等学校の皆様へのお願い

感染リスクの高い学習活動(部活動での実施を含む)や宿泊を伴う学校行事等の停止、他校との合同練習や練習試合の停止など、感染防止対策を徹底してください。

医療機関、高齢者、障がい(児)者施設の皆様へのお願い

感染防止対策に見落としがないか、改めて確認してください。

新型コロナウイルス感染症対策について

1 基本方針に基づく対応状況(継続中の取組及び前回本部員会議以降に実施した取組の概要)

※ 太枠:前回の本部員会議以降に実施した取組

(1)情報提供・共有

1		・新聞の県政広報及びテレビ・ラジオによる県政番組やスポットCM、県公式ツイッターなどにより、マスク着用や手洗いなどの感染予防対策、「新しい生活様式」に関する広報等について発信	対策本部、総務部
2		・県ホームページのトップページからのリンクに知事メッセージ及びコロナウイルス関連情報を掲載	対策本部、総務部
3		・県内の検査結果状況等をホームページ上で毎日更新	対策本部、総務部
4		・県内の感染発生概要等についてホームページに記載	対策本部、総務部
5		・陽性患者発生時等における臨時会見動画の配信、手話付き動画の作成配信	総務部
6	R2/6/1～	・人が集まり混雑が見込まれる海岸に設置していた「立ち入り自粛」の看板を「3つの密を避けましよう」の看板へ変更	土木部
7	R2/6/19～	・ピクトグラムにより「新しい生活様式」の実践例を示したポスター・チラシを作成・配布するとともに、事業者等が実践ポスターを簡単に作成できる特設サイトを開設	対策本部、総務部
8	R2/7/20～	・県のホームページに、各都道府県の感染症の発生状況が参照できるページを開設	対策本部、総務部
9	R2/9/3	・新型コロナウイルス感染症拡大防止啓発動画「THE NEW NORMAL FUKUSHIMA～福島 己を知る～」の完成発表	観光交流局
10	R2/9/30～	・『新しい生活様式』福島県周知ポスター・チラシの無料配布を開始	対策本部、総務部
11	R2/11/6～	・新型コロナウイルス感染症に関する検査体制や相談窓口等の情報を掲載した外国人住民向けの専用ページを開設	対策本部、総務部
12	R2/12/1～	・やさしい日本語や英語による「新しい生活様式」や上記の電話相談窓口を記載したカードを作成し、外国人を雇用する企業や留学生が在籍する学校、外国人コミュニティなどに配布。	生活環境部
13	R3/2/12	・新型コロナワクチンに便乗した詐欺についての注意喚起を県ホームページに掲載。	生活環境部
14	R3/7/1～	・感染拡大地域との不要不急の往来自粛を促すため、県内80箇所の道路情報板に下記の内容を表示。「感染拡大地域との往来は自粛を」を表示(R3/7/1～当面の間)	土木部
15	R3/7/22～	・新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用し、「夏休み・お盆を安全に過ごす」ための広報を実施	対策本部、総務部
16	R3/8/27	・新型コロナウイルス感染症に関する支援制度ガイドブック(第19版)を作成	対策本部

(2)サーベイランス・情報収集

17		・感染症法に基づく患者発生状況の把握と積極的疫学調査の実施	対策本部、保健福祉部
----	--	-------------------------------	------------

※ 相談体制については、(4)の1) 相談体制に記載

※ 検査体制については、(4)の3) 検査体制に記載

(3)まん延防止

1)感染拡大防止対策等

①全般的な取組			
18	R2/6/17	・接待を伴う飲食店等の関係団体が定めた感染拡大予防ガイドライン等を公表	対策本部、危機管理部
19	R2/7/16	・全国的又は大規模イベントの開催に伴う事前相談の受付を開始	対策本部
20	R2/9/11	・「福島県飲食業等における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」に基づく感染防止対策が実施されている飲食店等に対してステッカーを配布することで、県民に対する正しい情報提供を図り、飲食店等の自主的な感染防止対策の実施を推進する。	保健福祉部
21	R2/10/23	・県外旅行ツアーでの感染事案発生を受け、県内旅行者及び宿泊事業者に対し、「感染防止対策の徹底について（依頼）」を発出し、観光庁事務連絡の周知と併せ、感染防止対策の徹底を働きかけた。	観光交流局
22	R2/11/19	・県有施設における大規模イベント等の取扱いを公表	対策本部、危機管理部
23	R2/11/20	・市町村観光主管課、福島県観光物産交流協会、県内旅行者、福島県旅行業協会に対し、「GoToトラベルにおける感染防止対策の強化について（通知）」を発出し、本県における取扱いについて周知及び周知依頼を実施した。（内容：バス車内での飲食禁止、飲食について現時点で人数制限なし）	観光交流局
24	R2/12/9	・庁内各部局、各市町村等に対し、「飲食店などにおける業種別ガイドラインの周知及び遵守の徹底について（通知）」を発出し、関係団体に対して業種別ガイドラインの改正内容の確認と遵守の徹底について周知依頼を実施	対策本部
25	R2/12/11	・新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大や福島市内の飲食店のクラスター発生を踏まえ、県が実施している「飲食店応援前払利用券」の参加店舗に対して、商工会連合会等を通じて感染拡大防止対策の徹底を改めて通知した。	商工労働部
26	R2/12/14～	・感染防止対策取組ステッカーの配布施設に対する現地調査を先行して福島市内で実施。	保健福祉部
27	R3/2/15～	・高齢者施設・障がい者（児）施設において、感染防止対策の再確認とチェックリストに基づく自主点検を依頼し、保健師等の訪問による助言指導を実施。	保健福祉部
28	R3/2/26～	・福島市、郡山市、いわき市及び会津若松市の繁華街の飲食店を対象としたガイドラインの実施状況を確認。	保健福祉部
29	R3/3/1	・高齢者施設でのクラスター発生を踏まえ、職員一人一人がチェックリストに基づく自主点検を実施することや感染症発生時のシミュレーションを確認することなど改めて感染防止対策の徹底を依頼。	保健福祉部
30	R3/3/2	・市町村向け新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画作成支援マニュアル（Ver1.0）を市町村・関係団体へ配布	対策本部
31	R3/3/3	・医療機関でのクラスター発生を踏まえ、医療機関に対して、院内感染対策の徹底を依頼。	保健福祉部
32	R3/4/8	・感染防止対策取組ステッカー配布済飲食店を調査し、適切な感染防止対策を確認した店舗に認定ステッカーを交付する「ふくしま感染防止対策認定店」制度を開始	保健福祉部
33	R3/5/10～	・感染拡大地域における入所系の高齢者施設等の従事者に対するPCR検査を実施。	対策本部
34	R3/6/1～	・夜間の営業時間を短縮した飲食店等に対する、会津若松市時短協力金（要請期間5月3日～5月31日）、いわき市時短協力金（要請期間5月13日～5月31日）、全県版時短協力金（要請期間5月15日～5月31日）の申請受付開始（令和3年7月30日まで）	商工労働部

35	R3/6/1～	・売上げの減少した中小事業者に対する一時金（本県版一時金第2弾）の申請受付開始（令和3年7月30日まで）	商工労働部
36	R3/6/11～	・夜間の営業時間を短縮した飲食店等に対する、会津若松市時短協力金第2弾（要請期間6月1日～6月7日）の申請受付開始（令和3年8月13日まで）	商工労働部
37	R3/8/2	・国（新型コロナウイルス対策本部長）へまん延防止等重点措置の適用に係る要請	対策本部
38	R3/8/2	・夜間の営業時間を短縮した飲食店等に対する、南相馬市時短協力金（要請期間7月7日～31日）の申請受付開始（令和3年9月10日まで）	商工労働部
39	R3/8/5	・「福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言」（期間：8月8日～9月12日） 【要請内容】 ①飲食店への営業時間短縮の要請 ②県民への不要不急の外出自粛、県境をまたぐ不要不急の往来の自粛	対策本部
40	R3/8/5	・福島県に対するまん延防止等重点措置の適用が決定 【期間】8/8～9/12 【重点区域】いわき市 【その他区域】いわき市以外の市町村 【要請内容：いわき市】 ●市民に対する協力要請 ・夜8時以降の飲食店等利用の禁止 ●飲食店等に対する協力要請 ・午後8時から午前5時までの時間帯の営業の自粛（酒類の提供自粛） ●飲食店以外の（延床面積1,000㎡超の施設）事業者に対する協力要請 ・夜8時以降の夜間営業時間の短縮 【要請内容：全県】 ●イベント等を開催する事業者への協力要請 ・人数上限：収容定員の100%と5,000人のいずれか少ない人数 ・開催時間：午後9時まで	対策本部
41	R3/8/8～ R3/9/12	・「福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言」を踏まえた県立学校の感染リスクの高い学習活動や宿泊を伴う学校行事の停止等 ※ 市町村立小中学校にも同様の対応を依頼 ※ 県北地区、県中地区（郡山市、須賀川市、鏡石町、三春町のみ）、いわき市及び広野町を除く。	教育庁
42	R3/8/8～ R3/9/12	・いわき市における「まん延防止等重点措置」の実施を踏まえ、いわき市内の県立学校において感染リスクの高い学習活動の停止などの対策に加え、部活動を行う場合には個人や少人数での短時間の活動とすることや、必要に応じ時差通学を検討する。 ※ ふたば未来学園については8月23日から対応。	教育庁
43	R3/8/16～	・まん延防止等重点措置適用により、重点措置区域を含めた県内全域の飲食店に対する協力金早期支給の申請受付開始（令和3年8月25日まで）	商工労働部

44	R3/8/18	・福島県に対するまん延防止等重点措置の期間が令和3年9月12日まで延長	対策本部
45	R3/8/20	・まん延防止等重点措置の重点区域に郡山市を追加 期間：令和3年8月23日～令和3年9月12日	対策本部
46	R3/8/23～ R3/9/12	・郡山市における「まん延防止等重点措置」の実施を踏まえ、郡山市内の県立学校及び同市から通学する生徒数が多い近隣の県立学校（須賀川市、本宮市、鏡石町、三春町）において感染リスクの高い学習活動の停止などの対策に加え、部活動を行う場合には個人や少人数での短時間の活動とすることや、必要に応じ時差通学を検討する。	教育庁
47	R3/8/23	・まん延防止等重点措置の重点区域に福島市を追加 期間：令和3年8月26日～令和3年9月12日	対策本部
48	R3/8/26～ R3/9/12	・福島市における「まん延防止等重点措置」の実施を踏まえ、県北地区の県立学校において感染リスクの高い学習活動の停止などの対策に加え、部活動を行う場合には個人や少人数での短時間の活動とすることや、必要に応じ時差通学を検討する。	教育庁
49	R3/8/27	・「福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言」を令和3年9月12日まで延長	対策本部
50	R3/8/27	・福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部
51	②医療機関等へのマスク・消毒液等の配付(令和3年9月1日現在) i) 医療機関に対する主な医療資材の配付状況 ・マスク 累計 5,213,327枚 ・フェイスシールド 累計 750,612枚 ・医療用ガウン 累計 1,945,357枚 ii) 福祉施設に対するマスク・消毒液の配付状況 ・保護施設 (マスク) 累計 88,500枚 (消毒液) 累計 129リットル ・高齢者施設等 (マスク) 累計 1,109,822枚 (消毒液) 累計 5,555リットル ・障がい者支援施設 (マスク) 累計 556,850枚 (消毒液) 累計 12,208リットル ・こども園・保育所等 (マスク) 累計 145,700枚 (消毒液) 累計 4,218リットル ・児童養護施設等 (マスク) 累計 598,100枚 (消毒液) 累計 8,490リットル		対策本部、保健福祉部、こども未来局

(4)医療等**1)相談体制**

52	R2/2/18	・新型コロナウイルスに関する心のケアについての、精神保健福祉センターにて相談を受ける体制を整備	対策本部、保健福祉部
53		・外国人住民が帰国者接触者相談センター等に相談する際、3者同時通話（電話）による通訳支援を実施（英語中国語タガログ語ポルトガル語韓国語ベトナム語に対応）	対策本部、保健福祉部
54	R2/5/25	・新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル（コールセンター）等の回線数を増設。 ・相談専用ダイヤル（コールセンター）：5回線 ・帰国者・接触者相談センター：15回線 ※21:00～8:30は4回線	対策本部、保健福祉部
55	R2/11/1～	・「帰国者・接触者相談センター」を、インフルエンザ流行に備えた体制整備のため、「受診・相談センター」に名称変更	対策本部、保健福祉部
56	R2/12/1～	・外国人住民からの相談等に応じる相談支援員として保健師を配置。企業や学校、外国人コミュニティを訪問し、新型コロナウイルス感染症についての情報提供や「新しい生活様式」の啓発等を行うほか、新型コロナウイルス感染症の不安解消や生活面での助言を行う。	生活環境部
57	R3/1/18～	・19言語対応の外国人住民向け電話相談窓口をLINE通話でも活用できるように拡充・整備。	生活環境部
58	R3/4/28～	・受診・相談センターへの電話、通訳支援を行うほか、相談支援員（保健師）が相談対応や助言を実施する外国人住民向け電話相談窓口について、ヒンディー語を加えた20言語対応に拡充。（保健師の助言等は平日9:00～17:00）	生活環境部

2)外来医療提供体制

59	R3/1/13～	・県内の地域外来の設置数23（うち県委託17）	対策本部
60	R3/2/24～	・県内の帰国者・接触者外来の設置数48	対策本部
61	R3/8/25～	・発熱患者等の診療または検査を行う「診療・検査医療機関」として、519機関を指定	対策本部

3)検査体制

62	R2/9/1～	・妊婦に対するPCR検査への助成開始	こども未来局
63	R3/4/23～	・県内の一日あたりのPCR検査能力は通常時で6,000検体	対策本部、保健福祉部
64	R3/8/20～	・新型コロナウイルス感染症の検査を実施する一般の診療所等と県等が、県医師会を代理人として9月8日に締結した、保険診療の患者負担金に係る集合契約施設、及びこれまでに個別に契約した医療機関が572となった	保健福祉部

4)病床等確保と入院患者受入体制

65	R2/4/1～	・県立医大医師を患者搬送コーディネーターに委嘱。新型コロナウイルス感染者の病院への移送、受入について、対策本部と協力して調整を実施	対策本部、保健福祉部
66	R2/4/7～	・対策本部内にDMAT班を設け、新型コロナウイルス感染者受け入れ施設の調整や受け入れ施設における医療従事者向けの対応マニュアル作成などを実施	対策本部、保健福祉部
67	R2/5/26	・医療機関における感染症拡大防止のため、感染症管理認定看護師等を派遣する感染症拡大防止専門家派遣事業を運用開始	対策本部、保健福祉部

68	R2/8/27	・病床確保計画に基づく病床等を確保 入院患者：最大病床数469床（計画上350床） 宿泊療養者：最大室数160室（計画上160室）	対策本部、保健福祉部
69	R3/8/11	・県内の感染拡大状況を踏まえ、確保病床及び即応病床を496から597に拡大 ・県内の感染拡大状況を踏まえ、宿泊療養施設を277室から337室に拡大	対策本部、保健福祉部
70	R3/8/18	・県内の感染拡大状況を踏まえ、確保病床及び即応病床を597から637に拡大	対策本部、保健福祉部
71	R3/8/28～	・いわき市内に入院待機ステーションを設置	対策本部、保健福祉部
72	R3/8/28～	・いわき市内の宿泊療養施設について、新たなホテルを確保し、126室に拡大	対策本部、保健福祉部
73	R3/9/1～	・福島市内の宿泊療養施設について、新たなホテルを確保し、160室に拡大 ※既存の施設と合わせて337室から503室に拡大	対策本部、保健福祉部

5) 患者受入・移送体制

74	R2/6/11	・新型コロナウイルス感染患者の移送に関して、今後の感染拡大を想定し、全県統一して広域的・安定的な移送体制を確保するため、県内の全9保健所と全12消防機関とが包括的な協定を締結	対策本部、保健福祉部
----	---------	---	------------

6) 医療人材の確保

75	R2/5/26	・[再掲] 医療機関における感染症拡大防止のため、感染症管理認定看護師等を派遣する感染症拡大防止専門家派遣事業を運用開始	対策本部、保健福祉部
----	---------	--	------------

7) 診療情報の共有

76	R2/4/30	・「キビタンケアネット」による新型コロナウイルス感染患者の入退院状況等の共有を開始	対策本部、保健福祉部
77	R2/5/14	・「キビタン健康ネット」による新型コロナウイルス感染患者の診療情報共有（特例包括対応）の運用を開始	対策本部、保健福祉部

(5) 経済・産業・雇用対策

①企業への経営支援等

78	R2/3/5	・県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金」を創設し、資金繰り支援を強化	商工労働部
79	R2/7/9～	・活力ある商店街支援事業（新型コロナウイルス対応）を実施 （新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな店舗が必要になったり、新しい生活様式に対応するための店舗拡大などに商店街の空き店舗を活用した場合にその取組に係る賃借料の一部を補助）	商工労働部
80	R3/3/8	・新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に売上げが落ち込んでいる飲食店の事業継続を支援する飲食店応援前払利用券発行支援事業を実施（販売期間、利用期限等を令和3年6月まで延長）	商工労働部
81	R3/3/24	・新型コロナウイルス感染症対策特別資金（有利子型）の取扱期間の延長（令和3年6月30日保証申込受付、令和3年7月31日融資実行分まで）	商工労働部
82	R3/6/7	・県内中小企業がサプライチェーンの毀損等により、生産拠点を県内に確保したり、部品を自社製品に切り替え等する場合の設備導入経費を支援する「新型コロナウイルス対策サプライチェーン強化支援事業」の今年度公募を開始。（令和3年7月30日まで）	商工労働部

②世帯への貸付制度等			
83	R2/3/25	・新型コロナウイルス感染症発生の影響による休業や失業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象に、生活福祉資金貸付制度の福祉資金（緊急小口資金）及び総合支援資金（生活支援費）について特例貸付の受付を開始	保健福祉部
84	R2/4/20～	・生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金について、支給対象を拡充し、住居を失うおそれが生じている方への支援を拡大	保健福祉部
③相談体制			
85	R2/1/29	・商工団体などの関係機関が開設した相談窓口における事業者の経営相談に連携協力。（県内各商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会が窓口を設置。）	商工労働部
86	常設	・福島県中小企業労働相談所（雇用労政課内）にて、雇用関係の各種相談に対応	商工労働部
87	R2/3/3	・県との災害対策協定に基づき、社会保険労務士会内に電話相談ホットラインを開設	商工労働部
88	R2/2/14～	・福島労働局が開設した特別労働相談室と連携	商工労働部
89	常設	・東京及び県内8カ所に設置する県就職相談窓口において、学生及び求職者の活動を支援	商工労働部
④農林漁業者への対応等			
90	R2/4/21	・新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野の県相談窓口を本庁及び出先機関に設置	農林水産部
91	R2/4/21	・「新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野支援等情報」を県ホームページで定期的に更新	農林水産部
92	R3/4/1～	・新型コロナウイルス感染症の影響で、中食・外食向け米の販売量が減少し、前年に比べ民間の米の在庫量が増加することに伴い、令和2年産米に続き、令和3年産米の価格下落が懸念されていることから、令和3年産の主食用米を飼料用米等の非主食用米への作付の転換を推進する。	農林水産部

(6)その他重要な留意事項

1)人権等への配慮

93	常設	・児童生徒に対するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによるカウンセリング等や「ふくしま24時間子どもSOS」や「ふくしま子どもLINE相談」等の相談窓口を活用	教育庁
94	R2/4/17～	・陽性患者やその関係者に加え、医療従事者などへの差別や偏見をしないよう呼びかけ	対策本部
95	R2/9/9	・新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等被害の電話相談窓口を設置	対策本部
96	R2/10/7	・インターネット、新聞、テレビ、ラジオ等各種メディアを活用し、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う誹謗中傷を防止するための啓発事業を実施。	生活環境部
97	R3/7/21	・新型コロナウイルス感染症対策本部員会議におけるシトラスリボンの着用	対策本部

2)緊急事態宣言後の取組み

98	R3/8/23	・[再掲]福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部
----	---------	------------------------------	------

3)社会機能の維持と県民生活・県民経済の安定

99	R3/8/23	・[再掲]福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部
----	---------	------------------------------	------

2 各部署の取組

(継続中の取組及び前回本部員会議以降に実施した取組の概要)

※ 太枠：前回本部員会議以降に実施した取組

◆ 総務部

- 新型コロナウイルス感染防止に向けたリスク対応として、福島県非常事態宣言の発令及びいわき市における「まん延防止等重点措置」の実施を踏まえ、以下の内容を各所属に通知 (R3/8/6)
 - ・ 不要不急の移動自粛
 - ・ 在宅勤務等の積極的な活用
 - ・ 職員の健康管理の徹底とサービスの取扱い
 - ・ 職務外での感染防止
- 新型コロナウイルス感染防止に向けたワクチン接種に伴う職員のサービスの取扱い（接種を受ける場合、副反応が生じた場合）について各所属に通知。（R3/5/31）

◆ 企画調整部

- 「都道府県・指定都市と総務省とのホットライン」（都道府県・指定都市と総務省との間で情報共有を図る仕組み）に、県の現状・対策、具体的な課題、政府への要望事項を報告

◆ 保健福祉部

- 高齢者等施設等で働く介護職員が感染し、出勤が困難となった際のサービス提供継続に資するため、「高齢者等施設等への応援職員派遣支援事業」を立ち上げ、県老人福祉施設協議会へ委託

◆ 観光交流局

- 福島空港利用者がサーモグラフィで自己検温できる体制を整備（出発、到着とも対応可）
- 浄土平レストハウス、天鏡閣、福島県観光物産館、日本橋ふくしま館、くろがね小屋利用者がサーモグラフィで自己検温できる体制を整備
- 観光庁の補助制度を活用した、宿泊事業者が実施する感染拡大防止対策等の取組への補助制度「宿泊事業者感染防止対策等緊急支援事業」の立ち上げ (R3/5/21令和3年度第5号補正専決処分)

◆ 土木部

(1) 県有施設関係

- 相馬港及び小名浜港において、緊急事態宣言解除に伴い、釣り施設の利用自粛及び緑地内の公園にある遊具の利用を禁止するための看板を「3つの密を避けましょう」の掲示に変更 (R2/5/22～)

(2) その他

- 福島空港に就航する国内定期及びチャーター便の航空機使用者を対象に、令和2年度及び令和3年度分に係る空港使用料の全額減免を行うこととした。(令和2年9月議会福島空港条例改正)
- 県営住宅入居者のうち、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、転職、退職等により、収入が著しく減少した入居者又は現状の家賃が支払うことが困難であると認められる入居者の家賃を減免・徴収猶予
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、解雇等により住居から退去を余儀なくされた方に、県営住宅の空き住戸を一時提供
使用期間：原則6ヶ月
使用料：一時提供する住戸で定められた最低家賃の1/2の額
- 発注者支援業務等で県出先事務所に常駐している担当者のテレワーク活用を可能にし、関係団体に情報提供した。
(R2/12/23)

◆ 出納局

- 物品購入(修繕)競争入札参加資格の申請方法について、申請書を持参する取扱のところをすべての事業者に対して郵送を可とした(R2/4/6～)

◆ 教育庁

- 県立学校や県立図書館、美術館などの社会教育施設等における感染拡大防止の取組の徹底

◆ 企業局

- 工業用水道施設における感染防止対策の取組徹底(消毒液の設置、来庁者のマスク着用の徹底、関係者以外の立入制限など)
- 工業用水道料金の支払いについて、支払いに支障が生じている使用者の申請に基づき、令和2年4月分から最長3カ月間猶予

◆ 病院局

(1) 県立病院

- 感染が疑われる患者が来院した場合には、入り口や動線を区分し、他の患者等との接触を防止
- 職員や面会者を介した院内感染防止対策の強化
 - ・職員：勤務前に検温を実施(R2/3/6～)
 - ・面会者：入院患者への面会の禁止・制限(R2/3/9～)
- 院内感染対策委員会を随時開催し、最新情報に基づく適切な院内感染対策を実施
 - 各病院におけるマスク等の在庫状況を病院局で定期的に確認し、不足する病院があれば、病院間で在庫を調整(R2/3/11～)
 - 各県立病院における外来患者来院時の感染拡大防止策の見直しを実施(R2/4/17～)

◆ **議会事務局**

- 議員の登庁前検温等の体調チェックの実施、発熱・咳等の風邪症状がある場合の登庁自粛及び登庁時のマスク着用の徹底（R2/4/16～）

◆ **警察本部**

（1）県民向け対策

- 警察施設における感染防止対策（消毒液の設置、ドアノブ等のアルコール除菌清掃、ビニールカーテン等仕切り導入等）
- 運転免許更新手続きの延長措置
- 繁華街におけるパトロールの強化
- 来庁時の感染防止、新型コロナウイルス感染症に便乗した関連犯罪被害防止の広報（県警ホームページ、新聞、テレビを通じた広報を実施）

（2）勤務体制

- サテライトオフィスの運用（執務室の分散による感染拡大防止対策）

◆ **知事部局、教育庁、企業局、病院局、議会事務局、人事委員会事務局、県警察、監査委員事務局、労働委員会事務局**

- 在宅勤務、時差出勤、職員の体温測定等の実施